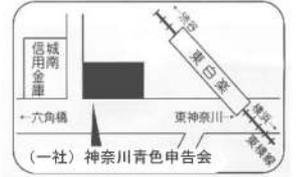


発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 43c 12F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com>



会員の皆様へ

会長 仲戸川 新三

緊急事態宣言に伴う当会の対応について

日頃より当会運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府の緊急事態宣言が発令された状況を受け新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月13日(月)より本部事務局及び港北出張所へのご来所での相談業務を休止させていただくことといたしました。現在職員は少数出勤にてお電話での対応としております。(土・日・祝日を除く)

尚、緊急事態宣言解除後、ご来所での相談業務を再開(予約制を予定しております)いたしますので、大変ご不便をおかけしますが何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

※再開開始または休止延長など決定次第ホームページにてお知らせいたします。

3月末現在 確定申告経過報告

指導会場来所者数	3,265	名
所得稅申告書提出件数	2,397	件
うちe-Tax送信件数	1,673	件
青色申告特別控除65万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,098	件
消費稅申告書提出件数	221	件
うちe-Tax送信件数	176	件
青色申請提出件数	79	件

令和元年分の所得稅及び復興特別所得稅と消費稅及び地方消費稅の確定申告指導会を1月24日から開始し大勢の会員の皆様が早期提出にご協力いただきました。

また本年も東京地方稅理士会神奈川支部様のご協力によりe-Tax代理送信及び港北出張所での個別指導と、大勢の会員の皆様の対応をいただきました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申告期限が4月16日まで延長となりましたが、皆様の協力により昨年の9割以上の申告がなされています。尚、政府より緊急事態宣言が発令され、4月17日以降も申告が可能となりました。詳細は3頁をご覧ください。

**令和元年分
確定申告報告**

確定申告終了のごあいさつ



神奈川稅務署長

南部 琢 二

陽春の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和元年分の所得稅、消費稅及び贈与稅の確定申告は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告・納付期限を4月16日まで延長して対応することになりました。外出自粛が要請され、4月7日には、緊急事態宣言が出される中ではありましたが、事業等の関係上、確定申告期限内に申告・納稅を済ませたい方のニーズがあることなどから、申告会場における作成・相談事務は継続し、会場内の消毒・清掃や換氣の徹底のほか、混雑防止のため、一定の間隔を空けての対応を行うなど、感染拡大の防止に最大限努めた結果、大きな混乱もなく無事終了することができました。このような不測の事態の中にあつて、確定申告事務を無事に終えることができましたのも、貴会の皆様の多大なるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

貴会には、稅理士会主催の無料申告相談の案内業務及び申告会場内に設置した「青色コーナー」への従事等多くのご支援を賜りました。特に「青色コーナー」では、青色申告制度の特典や記帳方法の説明など、納稅者の適正申告に向け、親切丁寧かつ積極的に行っていただいている中、感染拡大防止のため、急遽、設置期間を短縮させていただきました。急なお願ひであったにも関わらず、役員及び事務局の皆様には、ご理解とご協力を賜りましたことを、重ねて厚く御礼申し上げます。

なお、稅務署では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な場合における申告・納付期限の個別延長や國稅を一時で納付することが困難な場合の納付の猶予につきましてもご案内いたしておりますので、必要に応じてご相談ください。

結びに当たり、感染症拡大による外出自粛要請により、様々な經濟活動への影響が懸念されておりますが、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしました。私の挨拶とさせていただきます。

～ 振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります。

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用で令和2年4月16日（木）までに申告された方の口座からの振替日について、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になりましたのでお知らせします。

●令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月15日（金）

●令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

＜忘れてしまいがちな例＞

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養家族の国民年金の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

＜誤ってしまいがちな例＞

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を取っているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

確定申告を忘れていた場合

◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

◆消費税

平成29年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、**令和元年分の消費税及び地方消費税の申告と納税**をしなければなりません。課税事業者（平成29年課税売上高が1,000万円を超えた方）で消費税の確定申告をしていなかった方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）令和元年分の課税売上高が1千万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

神奈川税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関連する申告や納税などの税務上の取扱いQ&A

《申告期限の延長が認められる場合》

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）に関連して、期限内（令和2年4月16日）に国税の申告ができない場合、申告期限延長は認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した方はもとより、感染拡大により外出を控えている方など、感染症の影響により、申告書を作成することが困難な方は、個別に申告期限延長の取扱いをすることとしております。
- 申告期限の延長を受けようとする場合は、申告書の右上余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。
国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用してe-Taxで送信する場合、「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。
この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日になります。

詳しいことは、税務署（個人課税担当）へご相談ください。

《資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合》

感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

- お尋ねのような資金繰りの悪化により、国税を納付期限まで一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。
※ 納付の猶予制度は、全ての税目について対象となります。
※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合になります。
- 感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しております。

お早めに税務署（徴収担当）に電話にてご相談ください。

